

様式第1号（第5条関係）

士別市「ちょい田舎暮らし」体験申請書

年 月 日

士別市長 様

代表者 住 所

氏 名

士別市「ちょい田舎暮らし」体験について、次のとおり申請します。

滞在希望施設	第1希望	棟	第2希望	棟	
滞在希望期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）までの 日間				
利用回数	該当する項目にチェック☑してください。 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 2回目以上（ 回目）				
ふりがな				性別	
代表者氏名				男 ・ 女	
代表者住所	〒 ー 都道 府 県				
生年月日(年齢)	年 月 日（ 歳）		職 業		
代表者連絡先	電話番号		携帯電話		
	FAX番号		E-mail		
同居者情報	氏 名	性 別	代表者との続柄	職 業	生 年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
市内での移動手段	該当する項目にチェック☑してください。 <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> レンタカー <input type="checkbox"/> 公共交通(バス・タクシー)				

様式第2号（第6条関係）

士別市「ちょい田舎暮らし」体験許可書

指令第 号  
年 月 日

様

士別市長



士別市「ちょい田舎暮らし」体験実施要綱第6条の規定に基づき、次のとおり体験を許可します。  
体験住宅の借用にあたっては、同要綱その他関係法令を遵守し、適正に使用してください。

記

1 体験許可物件  
名 称  
所 在

2 体験許可期間  
年 月 日 から 年 月 日 まで（ 日間）

3 借用料  
円

4 契約締結  
士別市「ちょい田舎暮らし」体験住宅定期賃貸契約書を締結してください。

## 士別市「ちよい田舎暮らし」体験住宅定期賃貸契約書

### （契約の締結）

第1条 貸主 士別市（以下「甲」という。）及び借主 （以下「乙」という。）は、第2条に掲げる普通財産（体験住宅）（以下「住宅」という。）の貸付けについて、以下の条項により借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （住宅）

第2条 甲は、甲が所有する次に掲げる住宅を乙に貸し付けるものとする。

名称 士別市体験住宅 棟  
住所 士別市  
建設年 昭和 年  
構造  
面積 m<sup>2</sup>

### （契約期間）

第3条 契約期間は、5日（4泊5日）以上2月以内の期間において、次に掲げるとおりとする。

始期 年 月 日から  
終期 年 月 日まで（ 日間）

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新はないものとする。

### （料金）

第4条 住宅の借用に係る料金は、次のとおりとする。

期間	借用料	備考
1泊2日	円	2人までの利用料とし、1人増えるごとに1泊200円を加算する。

2 乙は前項の借用料を前納しなければならない。

3 第1項の借用料は、住宅貸付料、光熱水費（電気料、ガス代、灯油代及び上下水道料をいう。）、清掃費、寝具利用料、放送受信料、インターネット回線使用料（A棟及びB棟に限る。）及び消費税（貸借期間が1月未満のものに限る。）を含むものとする。ただし、飲食費及び日常生活に係る消耗品並びに交通費は含まず乙の負担とする。

### （維持管理）

第5条 乙は、借り受けた住宅を善良な良識をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、乙の責に帰すべき事由により、住宅を滅失又はき損させた場合は、甲乙協議の上、その損害の範囲又は金額を決定し、現状に回復するか又はこれに要する一切の費用を弁償しなければならない。

3 乙の借用により生じた軽微な修繕については、乙がそのすべてを負担するものとする。

### （乙の遵守事項）

第6条 乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 留守や就寝時に施錠するなど体験住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに市長にその旨を報告すること。

(2) 火気の取扱いに注意するとともに、冬期間にあつては、水道の凍結防止に配慮すること。

(3) 備付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。

(4) 体験者は、体験住宅周辺や体験住宅内を適正に管理するとともに、草刈りや通路の除雪等住環境の整備をすること。

(5) ごみを決められた分別ルールに従い排出すること。

(6) 退去する際に室内の清掃をし、直ちに体験住宅の鍵を市長に返却すること。

(7) その他 体験住宅の借用に関し市長が必要と認める事項

(制限される行為)

第7条 乙は、住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可した者以外を同居させること。
- (2) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (3) 就業すること。(市内で行う就業体験を除く。)
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (6) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (7) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (8) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 体験住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (10) 犬、猫等の動物を飼育すること。ただし、身体障害者補助犬等で市長の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (11) その他体験住宅の借用にふさわしくない行為をすること。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が本契約書に規定する事項に違反した場合及び本契約を継続することが困難であると認められるに至った場合は、本契約を解除できる。

(明渡し)

第9条 乙は、本契約が終了又は前条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 乙は、前項前段の明け渡しをするときには、明け渡し日を事前に甲に連絡しなければならない。

3 甲及び乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う現状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立入り)

第10条 甲は、住宅の防火、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときには、住宅内に立ち入ることができるものとする。

(事故免責)

第11条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、甲はその責任を負わないものとする。

(協議)

第12条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第13条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

本契約書2通を作成し、甲乙それぞれその1通を保有する。

年 月 日

貸主(甲)住所 士別市東6条4丁目1番地  
氏名 氏名 士別市長

印

借主(乙)住所  
氏名 氏名

印

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

## 士別市「ちょい田舎暮らし」体験住宅定期賃貸契約についての説明

貸主 住 所 士別市東6条4丁目1番地

氏 名 士別市長



下記住宅について定期賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項の規定に基づき、次のとおり説明します。

下記住宅の賃貸借契約は、更新がなく、期間満了により賃貸借は終了するので、期間満了の日に、下記住宅を明け渡してください。

### 記

1 住 宅	名 称	士別市体験住宅（ 棟）		
	所 在 地	士別市		
2 契約期間	始 期	年 月 日から	日間	
	終 期	年 月 日まで		

上記について、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

年 月 日

借主 住 所

氏 名

